

福島県教職員組合

台風19号等による被災見舞金支給について

福島県教職員組合 中央執行委員会

- 1 目的 2019年台風19号および10月25日発生の集中豪雨で被災した組合員への生活支援のため、見舞金を支給する。
- 2 支給対象 2019年10月5日開催の第254回定期中央委員会時に開催された組織確立委員会で確認された組合員、および被災時点で、加入届により加入が確認されている組合員のうち、支給基準を満たしている者。
- 3 支給基準
 - (1) 自宅（被災時に居住していた住居）：①全壊・半壊
②床上浸水
 - (2) 私有車：廃車
 - (3) 今般の災害により、上記（1）または（2）の被害を受けた組合員。
 - (4) 中央執行委員会で審査を行い、支給を決定する。
- 4 見舞金
 - (1) 2020年3月末日時点での支援金・支援カンパ金額の総額と申請件数を勘案し、中央執行委員会で決定した額。
 - (2) 被災組合員一人一支給とする。（自宅・私有車両方の被害でも一支給とする）
- 5 申請および見舞金支給方法等
 - (1) 県教組ホームページから申請書をダウンロードする。
 - (2) 必要事項を記入し、**2020年1月31日（金）**までに県教組FAXフリーダイヤルで申請を行う。
 - (3) 支給の可否は支給対象とならなかった場合に限り、本人へ連絡する。
 - (4) 2020年5月までに個人の預金口座に見舞金を振り込む。
 - (5) 見舞金の振り込み確認を申請者への電話またはメールにより行う。